

第7章 大綱・基本方針

第1節 大綱

安宅氏城館跡の望ましい将来像を「大綱」として明示する。

大綱

- 安宅氏城館跡の調査研究を推進し、価値をさらに明確化するとともに町内外に向けて広く発信する。
- 自然条件と社会条件を考慮した適切な保護措置を講じ、次世代への確実な継承を行う。
- 地域住民や活動団体との協働を主体として、地域をはじめとした様々な人に愛され、永く守り・親しまれていく史跡を目指す。
- 点在する城館跡や安宅氏関連文化財との一層の連携を図り、安宅荘の一体的な魅力が感じられる整備を進める。
- 史跡の保存活用のみに留まらず、町内の文化財や観光資源との積極的な連携を図り、町ぐるみの地域振興や観光振興への寄与を目指す。

第2節 基本方針

(1) 保存

現在実施している遺構の観察や維持管理を活かしながら、保存方法を確立し、本質的価値を構成する諸要素の確実な保存を行う。その際、安宅氏城館跡だけでなく、安宅荘や関連文化財を含めた一体的な保存を行う。また、安宅荘や熊野水軍の調査研究を進め、安宅氏や安宅氏城館跡の全容解明を目指す。

(2) 活用

安宅氏城館跡では、現在までシンポジウムを始めとする様々な活用を行ってきた。これらの

取り組みは、地域住民へ安宅氏城館跡の価値や保存の必要性を伝え、史跡等への積極的な関わりなどに繋がっている。そのため、現在までの取り組みを継続するとともに、今後は町外の人々への周知や、安宅荘・熊野水軍なども一体的に理解してもらえるような取り組みを行っていく。

また、主催者と参加者がともに「城跡」を楽しめるイベントを企画する。

（３）整備

保存のための整備は、遺構が良好に遺存していることを重視し、基本的にはき損防止を目的とした整備を主とする。活用のための整備では、これまで案内板の設置や登山道の整備をしてきた。今後は、サイン整備計画やガイダンス機能を整え、来訪者に安宅氏城館跡の価値や安宅荘・熊野水軍の調査成果が伝わるような整備を行う。なお、安宅氏居館跡については、宅地化により城館跡と認識しづらいため、将来的な整備の方向性についても検討する。

（４）運営

地域住民や活動団体の参画・協働は、保存活用に必要不可欠であるため、今後も継続していく。しかし、少子高齢化により、地域住民・活動団体だけでは文化財保護の担い手が不足してきている。そのため、地域住民・活動団体の活動を主としながらも、それらのサポートが可能な関係人口を増やし、今後も史跡等の保存活用を継続できる運営体制を整える。また、各関係機関とも継続して連携していくとともに、情報交換や相互協力が円滑に進められるような組織の確立を目指す。

基本方針

保存

本質的価値を構成する要素を確実に保存し、安宅荘内の関連文化財との一体的な保存に努める。

活用

現在実施している活用の継続と、安宅氏城館跡ならではの魅力的な活用を行う。活用内容の積極的な情報発信を図る。

整備

史跡の確実な保存のための整備を実施する。案内施設を整え、地域住民や来訪者に史跡の価値を適切に伝達するような活用のための整備を実施する。

運営

庁内外の体制強化を行う。地域住民・活動団体の活動を主体とし、文化財サポーター、関係機関、活動団体等と持続可能な新たな仕組みづくりを目指す。

第8章 保存

第1節 保存の方向性

良好に残る遺構を後世へ確実に保存するため、構成要素ごとの適切な保存方法を定める。また、史跡に限らず関連文化財を含めた一体的な保存を行う。さらに安宅氏や熊野水軍等の調査研究は、年々深化が図られており、今後安宅氏城館跡の価値がより一層明確化すると考えられる。これらを踏まえ、保存の方向性を以下に示す。

遺構の確実な保存

安宅氏城館跡では、遺構が良好に保存されている。しかし、管内の史跡（熊野参詣道大辺路）において、大雨や獣害等による遺構の被害が報告されており、安宅氏城館跡でも今後対策の検討が必要である。

遺構のき損や崩壊の予防

現在実施している遺構の観察は、き損箇所の早期発見や拡大防止に繋がっているため、今後も継続して実施する。現在は不定期の観察だが、チェックシートによる定期的な観察記録の蓄積により、庁内の情報共有を体系的に行う。

追加指定・公有化の推進

追加指定候補やその他の未指定の関連城館跡は、今後一体的な保存を図るため、追加指定に向けた取り組みを推進する。また、遺構の確実な保存や安宅氏城館跡の全容解明のため、将来的な公有化を目指す。

関連文化財との一体的な保存

安宅荘内には数多くの関連文化財が残っている。これらは安宅氏城館跡の歴史的な景観を形成しており一体的な保存が必要である。

さらなる調査研究の推進

熊野水軍や周辺城館跡の調査研究が進められている。これらの推進により、安宅氏城館跡の本質的価値がより一層明確化すると考えられる。よって、今後も安宅氏城館跡の調査に留まらず、安宅荘や熊野水軍も踏まえた積極的な調査研究を推進していく。

第2節 方法

(1) 基本的な保存の方法

1. 調査研究の推進

- ・ 調査研究を進め、安宅氏城館跡や安宅荘、熊野水軍の全容解明を目指す。
- ・ 安宅氏居館跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地「安宅本城跡」や「湊伝承地」を含め総体的な調査を実施する。
- ・ 関係機関や周辺市町村と連携を強化し、積極的な情報交換を行う。

2. 遺構の定期的な観察

- ・ 定期的な観察を継続し、遺構の状態を把握する。
- ・ 特に、台風の通過や大雨時、地震発生後、遺構に影響がないか早急に確認する。
- ・ き損の恐れがある箇所を把握し、き損の未然防止に努める。
- ・ 上記はチェックシート（図 8-1）を用い、庁内の情報共有や、き損箇所の進行度の把握を行う。

3. 樹木等の管理

- ・ 遺構に悪影響を与えている樹木を把握し、伐採、剪定を行う。
- ・ 定期的な下草刈り（道普請）を実施する。
- ・ 道普請には、地域住民・活動団体の参加とともに、文化財サポーターの積極的な参加を促す。

4. 計画的な保存修理の実施

- ・ き損が生じた場合は、国や県、専門家からの意見を踏まえ修理計画を定める。
- ・ 本質的価値が損なわれないように試掘確認調査をはじめとした事前調査を十分に行う。
- ・ 可能な限り遺構の現状保存を図り、保存修理範囲は最小限とする。

八幡山城跡チェックシート（案）

観察日： 年 月 日

【土塁の崩れ】

- ☐あり ☐可能性が高い ☐なし
 （あり、可能性が高い場合）
☐早急に対応 ☐経過観察

【土塁内側の石積みの露出】

- ☐あり ☐可能性が高い ☐なし
 （あり、可能性が高い場合）
☐早急に対応 ☐経過観察

【竪堀、横堀等の法面の崩れ】

- ☐あり ☐可能性が高い ☐なし
 （あり、可能性が高い場合）
☐早急に対応 ☐経過観察

【切岸、斜面地の法面の崩れ】

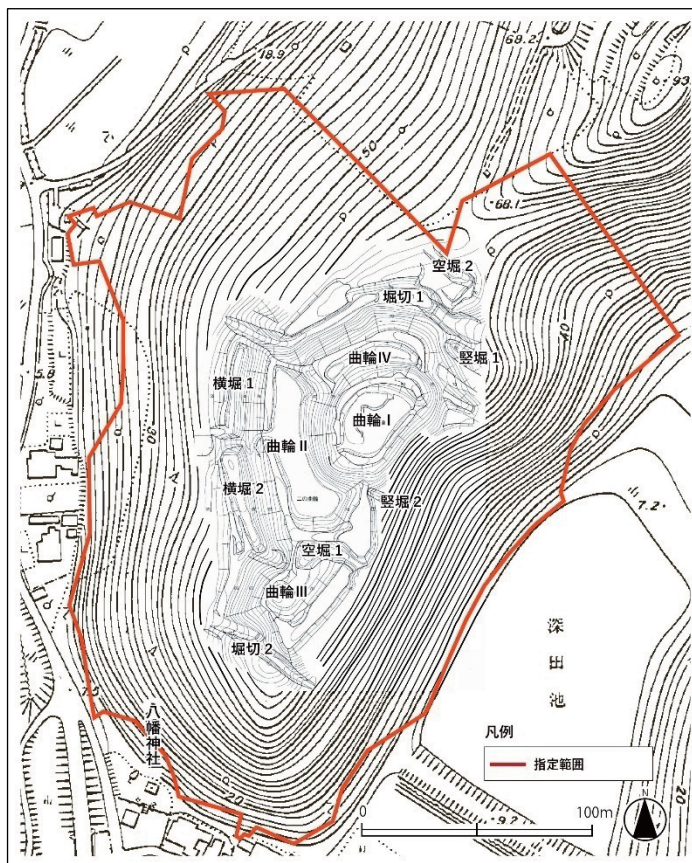
- ☐あり ☐可能性が高い ☐なし
 （あり、可能性が高い場合）
☐早急に対応 ☐経過観察

【遺構に影響を与えている樹木】

- ☐あり ☐可能性が高い ☐なし
 （あり、可能性が高い場合）
☐早急に対応 ☐経過観察

【その他気になる箇所】

- ☐あり ☐なし
 （



位置図（き損箇所等の位置を記載）

【遺物の有無】

- ☐あり ☐なし

【案内板、登山道等の施設のき損】

- ☐あり ☐可能性が高い ☐なし
 （あり、可能性が高い場合）
☐早急に対応 ☐経過観察

写真（遺構のき損箇所、その他気になる箇所がある場合）

図 8-1 チェックシートの例

(2) 構成要素ごとの保存の方法

A. 本質的価値を構成する要素

地上遺構

- ・ 遺構の測量やオルソ画像の作成を行い、基礎情報の収集に努める。
- ・ 適切な雨水排水経路を確保する。
- ・ 獣害対策の適切な保存方法を検討する。
- ・ 遺構に影響を及ぼしている樹木の伐採を行う。

地下遺構

- ・ 整備により掘削行為が伴う場合、遺構に影響を及ぼさないよう掘削範囲は最小限とする。
- ・ 風雨等により土塁内部の石積みが露出しないように定期的な観察を行う。
- ・ 安宅氏居館跡は宅地等に利用されているため、遺構面を掘削しないよう地域住民へ現状変更等の積極的な周知を図る。

B. 保存活用に資する要素

活用のための施設

- ・ 既存施設や登山道の維持管理を行う。
- ・ 調査の進展や実際の利用状況に応じ、表示内容や設置位置の見直しを行う。

保存のための施設

- ・ 標識や境界標を設置する（文化財保護法第115条）。
- ・ 史跡の保存を促す注意看板の維持管理を行う。

C. その他の要素

信仰の対象となっている要素

- ・ 石碑・祠は廃城後に設置されたものであり、安宅氏城館跡と直接関係しない。しかし、現在は信仰の対象となっているため、設置経緯等を把握し管理者等と将来的な取り扱いを検討する。

保存活用に直接関係しない要素

- ・ 八幡山城跡の倉庫や仮設トイレ、土井城跡の簡易水道施設は、設置者と協議し撤去又は移設を行う。

第3節 現状変更等の取り扱い

現状変更等とは、保存に影響を及ぼす行為と現状を変更する行為の総称である。史跡地内でこれらの行為をする場合、取り扱いは（１）から（３）に分けられる。まず「現状変更等を認めないもの」である。史跡の価値を減ずるような行為を定め、これらに該当する場合は原則認めない。次に「現状変更等の許可を要するもの」である。この場合、取り扱い基準に適合した上で、文化庁長官又は県教育委員会の許可が必要である。最後に「現状変更等の許可を要しないもの」である。遺構保存への影響が軽微な行為等は、文化財保護法（以下、「法」とする）第125条ただし書きにより許可不要となる。

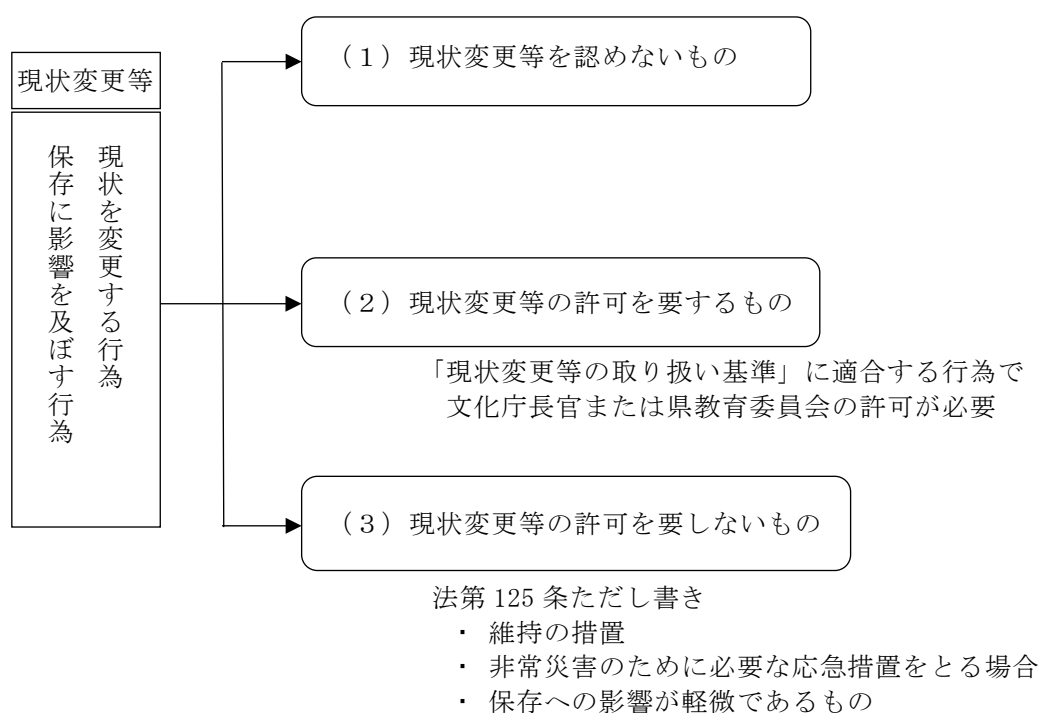


図 8-2 現状変更等の取り扱い

（１）現状変更等を認めないもの

史跡地内では以下の行為を認めない。ただし、安宅氏居館跡で地域住民の住居及び生業に関する行為は、史跡の価値に影響を与えない範囲で認める。

- ・ 史跡の価値を減ずることになる現状変更は認めない。
- ・ 地形の改変は原則認めない。
- ・ 史跡の景観に調和しないものは原則認めない。

（２）現状変更等の許可を要するもの

現状変更等は、史跡への影響を考慮して判断される。現状変更等の取り扱い基準を以下に定め、これを満たした上で文化庁長官若しくは県教育委員会の許可が必要である。

行為	現状変更等の取り扱い基準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 保存活用を図る上で必要かつ調査範囲が最小限であるもの
史跡の修復、復元	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、文化庁や専門家、整備委員会等の指導、了承を得たもの
保存活用のための施設の設置	・ 遺構への影響を及ぼさない工法であるもの
建築物の撤去、移設	・ 掘削範囲が最小限で、調査に基づいて撤去、移設するもの
公益上必要な施設の設置、改修、復旧	・ 遺構に影響を及ぼさず景観に配慮したもの
樹木の伐採、伐根、植栽	・ 遺構への影響がないものや、保護措置を講じたもの
その他の行為	・ 各関係機関と協議を行った上で判断する

①文化庁長官による許可

②県教育委員会の許可以外は、すべて文化庁長官の許可が必要である。

②県教育委員会による許可

令第5条第4項第一号に掲げる現状変更等	想定される例
小規模建築物（注3）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築	・ 掘削を伴わない仮設案内所の設置
工作物の設置、改修 道路の舗装、修繕等（注4）	・ 生活道や登山道の修繕
管理に必要な施設の設置又は改修（注5）	・ 説明板や柵等の設置

電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・ 電柱等の設置、改修、撤去
建築物等の除却（注6）	・ 倉庫の撤去
木竹の伐採	・ 支障木の伐採

（注3）階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のもの。

（注4）土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

（注5）法第115条第1項に規定されたものに限る。

（注6）建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るもの。

（3）現状変更等の許可を要しないもの

以下の場合、現状変更等の許可を要しない（法第125条ただし書き）。なお、これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導を仰ぐ。

維持の措置（注7）	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当史跡をその指定当時の現状に復するとき
	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
	史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
非常災害のために必要な応急措置	
保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合	

（注7）特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則 第4条

第4節 周辺環境を構成する要素の保存

- ・ 関連文化財の所有者や管理者の定期的な把握を行う。
- ・ 町教育委員会が所有者や管理者と連携し、必要に応じて保存方法の指導助言を行う。
- ・ 文化財の被害を未然に防止するため、防災・防犯施設の整備に努める。
- ・ 文化財パトロール（注8）を今後も継続する。

（注8）和歌山県文化財保護指導委員（旧白浜町・旧日置川町域在住）が指定文化財や埋蔵文化財包蔵地を見回り、報告する制度。

第5節 追加指定・公有化

（1）追加指定

- ・ 安宅氏居館跡、中山城跡の未指定部分の追加指定を行う。
- ・ 安宅氏城館跡の一体的な保存を図るため、追加指定候補である勝山城跡・大野城跡・大向出城跡の調査を進め、追加指定を行う。
- ・ 勝山城跡は、安宅荘域を広く見渡せること、遺構が良好に残っていることから、追加指定の第1候補とする。
- ・ 今後の調査の進展を受けて、日置川流域の城館跡を中心にその他必要な城館跡の追加指定を行う。
- ・ 追加指定後の各城館跡については、本計画における史跡の取り扱いに準じる。

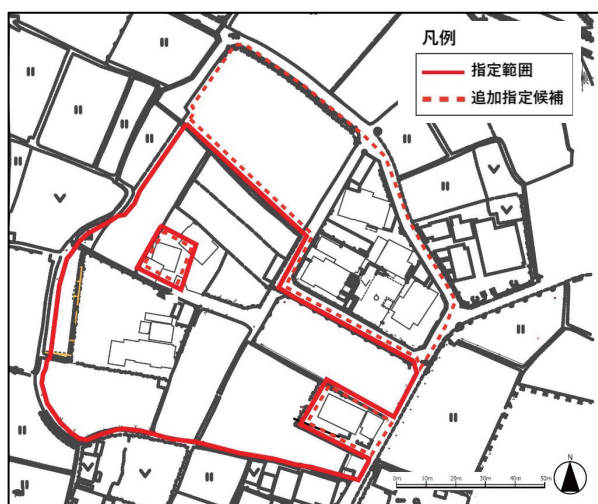


図 8-3 安宅氏居館跡の追加指定候補範囲

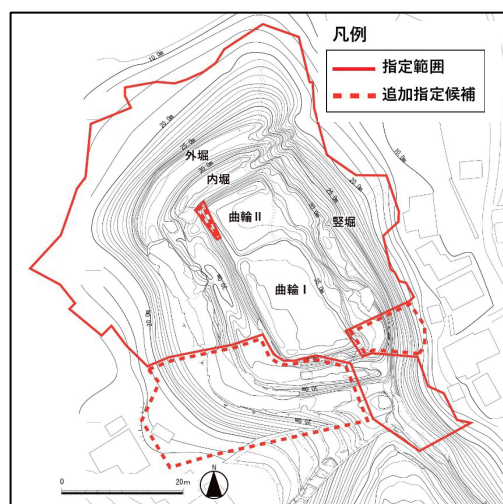


図 8-4 中山城跡の追加指定候補範囲

（2）公有化

- ・ 安宅氏居館跡は、地域住民の生業との関わりが深いことから、優先的に公有化を目指す。
- ・ その他の城館跡は、調査等の状況を鑑みながら公有化を検討する。

第9章 活用

第1節 活用の方向性

地域住民や来訪者の史跡への理解を深めるため、安宅氏城館跡の概要や調査成果を積極的に公開する。また、関連文化財や周辺市町村と連携し、史跡の活用のみに留まらない一体的な理解の促進に努める。さらに、地域住民・活動団体や文化財サポーターによる参加型の活用事業を企画し、史跡への理解を深めるきっかけやその後の保存活用事業への積極的な参加を促す契機とする。これらを踏まえ、活用の方向性を以下に示す。

学びの場としての活用

安宅氏城館跡の本質的価値への理解を深め、史跡の保存活用に携わる人材の育成を図る。そのため、安宅氏城館跡を生きた教材として、学校教育や社会教育の場で積極的に活用する。

地域振興としての活用

安宅氏城館跡や関連文化財を踏まえた一体的な活用事業を実施することで、地域住民や来訪者への普及啓発を促進するとともに、より親しみを持ってもらえるような取り組みを行う。また、歴史的な側面だけでなく、豊かな自然環境を活かした多様な内容を検討する。

観光資源としての活用

地域の財産である安宅氏城館跡を観光資源として活かすことにより、交流を生み、地域経済を活性化し、まちづくりにつなげる施策を実施する。その際、保存と活用が両立できるような方法を検討していく。

関連文化財とのネットワーク

安宅氏城館跡と関連文化財のネットワークを形成し、史跡の活用だけに留まらない一体的な活用を目指す。また、周辺市町村とも積極的に連携し、熊野水軍の特性を活かした町域を超えた取り組みについても検討する。

多種多様な人材の参画

行政主導の事業を実施するだけでなく、地域住民・活動団体や文化財サポーターに活用事業への参画を促す。活用事業への参画により、来訪者目線の説明板や事業内容の提案が期待される。また、参画することで、史跡をより理解してもらう機会にもなり、その他の保存活用事業への参加へと繋げていく。

第2節 方法

(1) 学校教育における活用

学習する際の教材を充実し、子どもたちが理解しやすい工夫を行う。例えば、動画や子ども向けパンフレットの作成が考えられる。また説明板は、図や写真を多用することで子どもたちにも伝わりやすい表現を検討する。

さらに、今後は地域学習だけでなく歴史学習での活用を促す。安宅氏と関わりがある出来事（観応の擾乱・明応の政変等）と合わせて学習し、城館跡への一層の理解促進を図る。そのため教員への情報発信や研修を実施し、学校教育で取り入れやすい環境づくりを実施する。

活用例

- ・ 安宅氏城館跡の紹介動画の作成
- ・ 子ども向けパンフレットの作成
- ・ 子どもにもわかりやすい説明板の設置
- ・ 教員用の資料配布、研修の実施



図 9-1 子ども向けパンフレットの例（秋田県男鹿市教育委員会）

(2) 社会教育における活用

現在、シンポジウムへの参加が社会教育活動のひとつとなっている。今後はシンポジウムを継続するとともに、連続講座を計画し、史跡や文化財をより深く知る機会を設ける。その際、歴史的な観点だけでなく、熊野参詣道や地学（ジオパーク）といった様々な講座を設けることで、城跡以外にも興味のある層の参加を促す。

また、複数の講座の修了者が語り部（ボランティアガイド）として活躍できる体制を整える。こうした取り組みにより、史跡の保存活用に関わる人口の増加を目指す。

活用例

- ・ シンポジウムの継続
- ・ 様々な専門家による講座の開催
- ・ 語り部育成講座の実施

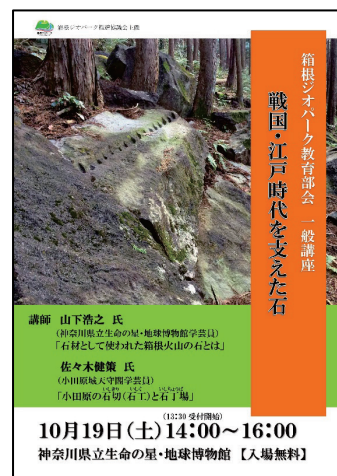


図 9-2 社会教育の講座の例（箱根ジオパーク）

(3) 地域振興・観光振興における活用

史跡と関連文化財のネットワークを形成し、一体的な活用を図る。例えば散策ルートを設定することで、ひとつの城館跡だけでなく複数の城館跡や関連文化財への積極的な誘導を促す。

さらに、城館跡の防御施設の機能と効果を理解するために攻防の模擬体験、出土遺物から読み取る城館跡での生活体験など安宅氏城館跡ならではの魅力を活かした企画を計画し、史跡の周知と来訪者の増加を図る。これらの取り組みは一過性のイベントにならないよう継続的な実施を目指していく。

活用例

- ・ 散策ルートの設定
- ・ 城館跡を攻める模擬体験
- ・ 出土遺物から読み取る城暮らし体験（野点・書道体験等）
- ・ 渡し舟を利用した城館跡めぐり
- ・ 城館跡と関連文化財をめぐるスタンプラリー



写真 9-1 安居の渡し舟



図 9-3 スタンプラリーの例
(伊賀上野・亀山市・津市・松坂市・鳥羽市観光協会)

(4) 積極的な情報発信

調査研究によって得られた成果を積極的に公開し、地域住民や来訪者へ周知する。また、広報白浜で城館跡の特集ページを設けるなど、より積極的な情報発信に努める。

現在、白浜町では安宅氏城館跡のホームページは設けていないが、今後より多くの人に周知するため開設を検討する。その際、関連文化財を含め一体的な情報の周知を目指す。また、わかりやすいパンフレットの作成・更新を行う。パンフレットは、日置川拠点公民館や道の駅等でも配布し、積極的な周知を図る。

これらのホームページやパンフレットは、町単体だけでなく周辺市町村と合同で作成するなど、相互連携を強化する。また、シンポジウムの際に周辺城館跡を紹介するコーナーを設けるなど、町内外を超えて中世の熊野や熊野水軍を盛り上げていく方法も検討する。

活用例

- ・ ホームページの開設
- ・ パンフレット、リーフレットの作成・更新
- ・ 広報白浜で城館跡の特集ページ
- ・ シンポジウムで周辺城館跡の紹介コーナーの設置

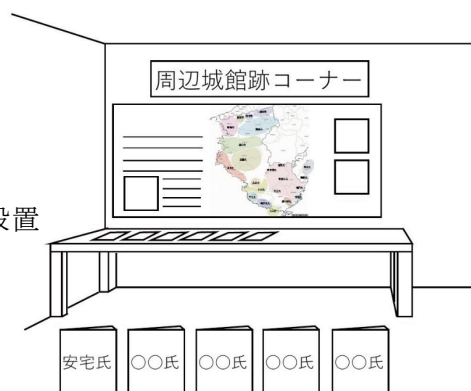


図 9-4 シンポジウム時の紹介の例

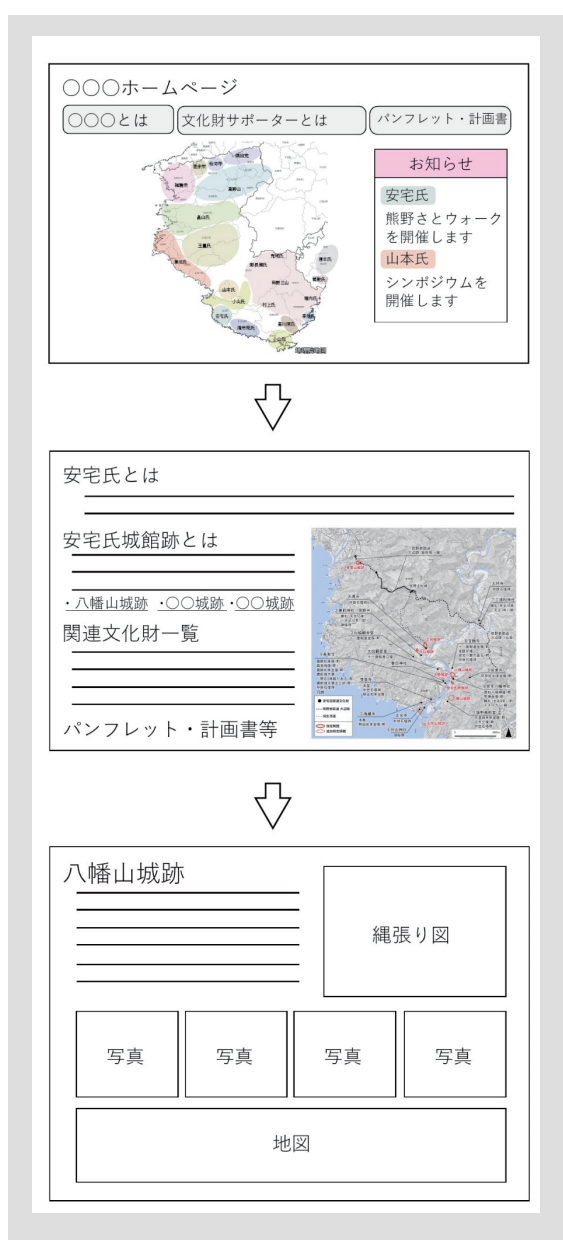


図 9-5 ホームページの例

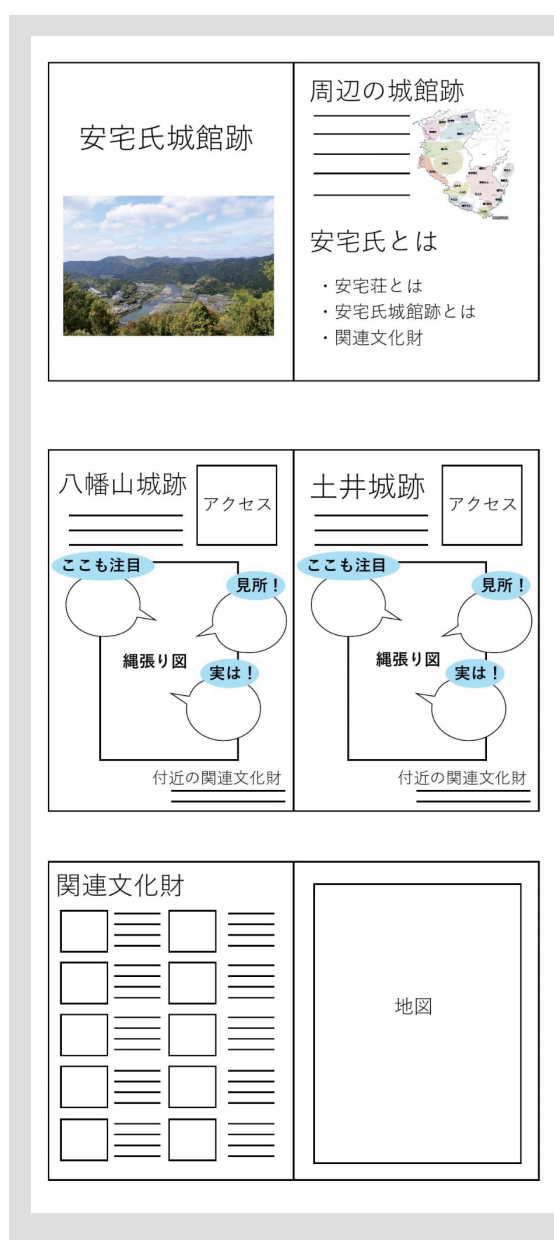


図 9-6 パンフレットの例

第10章 整備

第1節 整備の方向性

史跡の整備は、地域の宝として本質的価値を確実に保存・継承をしていくことを前提とする。よって整備の際は、適切な保護措置を行い遺構の確実な保存を図る。また、地域住民や来訪者に適切に本質的価値を伝達するため、ガイダンス施設やサイン施設など活用のための整備を実施する。さらに、来訪者が安全・快適に利用できるように便益施設や管理施設の見直し・新設を行う。整備を実施する際は、地域住民・活動団体や文化財サポーターの積極的な参加を促す。これらを踏まえ、以下に整備の方向性を示す。

保存のための整備

本質的価値の確実な保存

遺構を後世へと確実に継承するため、き損の恐れがある箇所には保存のための整備を実施する。特に近年の異常気象や獣害による遺構の被害を考慮し、維持管理を確実に行うとともに、定期的な観察の結果を踏まえ、保存のための適切な整備を行う。

活用のための整備

本質的価値の適切な伝達

総合的なガイダンス施設を設置し、地域住民や来訪者へ安宅氏城館跡の本質的価値を積極的に周知する。史跡地内では遺構についての適切なサイン施設を設置する。また、樹木伐採により遺構の顕在化に努める。地下遺構等は発掘調査の成果を踏まえ、遺構の保存を第一としつつ、来訪者に価値が伝わるような整備を計画する。

安全・快適な環境づくり

登山道や見学路を適切に整備し、来訪者が安全に見学できるようにする。その際、史跡の景観に考慮した色調や素材を選択する。また、史跡地周辺に、駐車場や公衆便所など便益施設や管理施設を整備し、来訪者が快適に利用できる環境づくりに努める。

整備の手法

地域住民等による参加型の整備

サイン整備計画の策定段階から地域住民・活動団体や文化財サポーターが参加し、史跡の保存活用に積極的に参加してもらえよう取り組んでいく。またサイン施設以外にも、地域住民・活動団体や文化財サポーターが積極的に参加できるような取り組みを実施する。

第2節 方法

(1) 保存のための整備

1. 遺構保存のための整備

- ・ 日常的な維持管理に加え、遺構の測量やオルソ画像等の作成により、基本情報の把握に努める。
- ・ 管内の他の史跡で発生している獣害による遺構のき損を考慮し、所有者や専門家との協議を行い、柵やネットの設置といった獣害対策を検討する。
- ・ 遺構に影響を及ぼしている樹木の伐採、剪定を行う。

2. 地形保存のための整備

- ・ 地形に影響を及ぼす雨水排水や樹木等の現状を調査する。
- ・ 調査結果を踏まえ、雨水排水、樹木管理や斜面保護等の方法を検討する。
- ・ 整備に使用する資材は、史跡の景観に配慮した色調や材質を選択する。

3. き損した場合の遺構の保存修理

- ・ 遺構のき損を発見した場合、被害の拡大防止措置を早急に行う。
- ・ き損の原因を調査し、その改善を図るための保存修理の方法を検討する。
- ・ 保存修理の際は、国や県と協議し、専門家や整備委員会等からの意見を踏まえ、適切な整備を行う。
- ・ 保存修理の範囲は最小限とし、可能な限り現状の遺構を保存していく。
- ・ 整備基本計画を定め、段階的に整備を実施する。



写真 10-1 ネットによる獣害対策の例
(黒井城跡)



写真 10-2 景観に配慮した斜面保護の例
(一乗谷朝倉氏遺跡)

(2) 活用のための整備

1. 総合的なガイダンス施設の設置

- ・ 安宅氏城館跡の学術的情報をわかりやすく説明し、本質的価値を伝達する。
- ・ 展示だけに留まらず、研修室や学習室、収蔵庫など総合的なガイダンスを検討する。
- ・ 施設の配置は、点在する城館跡との位置関係やアクセス等を考慮し、適切な場所を検討する。
- ・ 動画や模型などを用い、展示内容を工夫することにより、地域住民や来訪者にわかりやすく情報を伝達する。
- ・ 歴史的な説明のみならず、安宅氏城館跡の植生や地質といった多様な視点からの説明を記載し、多くの人が興味を持ってもらえるような展示内容を検討する。



写真 10-3 ガイダンス施設の例
(情報館天空の城：朝来市)



写真 10-4 動画を用いた展示の例
(ねごろ歴史資料館：岩出市)

2. サイン施設

- ・ 来訪者の見学ルートを考慮した安宅氏城館跡の全体のサイン整備計画を定める。
- ・ 全体のサイン整備計画を定めた上で、発掘調査成果を踏まえた遺構の説明や見学路の誘導を行う個別のサイン整備計画を定める。
- ・ 全体のサイン整備計画の段階から、地域住民・活動団体や文化財サポーターの参画を呼びかけ、活用事業への積極的な参加を促す。
- ・ サイン施設は、史跡内の景観に配慮して最小限の設置とする。
- ・ 説明板は、誰にでも理解しやすい基本的な内容を記載する。専門的な内容や多言語についてはQRコード等を用いてスマートフォン等との連携を図る。



写真 10-5 サイン施設の例
(烏帽子形城跡)



写真 10-6 QRコードによる多言語
対応の例 (根来寺遺構展示施設)

3. 便益・管理施設の見直し、設置

- ・ 登山道や見学路等の現状を把握し、城館跡の見学に必要な整備を実施する。
- ・ 史跡地周辺に駐車場や駐輪場、公衆便所など来訪者が快適に過ごせるような整備を行う。
- ・ 登山道や見学路は、史跡の管理用道路としても用いられることを考慮する。

4. 遺構の顕在化・眺望の確保

- ・ 遺構の顕在化や眺望の確保のため、樹木の伐採・剪定を行う。
- ・ 樹木の伐採をする際は、事前調査を入念に行った上で、遺構や地形に影響を与えないよう段階的に実施する。
- ・ 伐採後は定期的な維持管理を行う。

5. 地下遺構等の展示

- ・ 安宅氏城館跡への一層の理解を促すため、地下遺構や土塁内部の石積み等の展示方法を検討する。
- ・ 地下遺構等の展示は保存への影響を考慮し、遺構そのものの露出展示だけでなく、複製展示も検討する。



写真 10-7 露出展示の例
(岡山城跡)



写真 10-8 複製展示の例
(大内氏館跡)

6. 関連文化財とのネットワーク整備

- ・ 安宅氏城館跡への来訪だけではなく、関連文化財へ積極的な誘導を促すため、ルート設定を行い、目的地まで確実に到達できるようにサイン施設を設置する。
- ・ 現在は自家用車での来訪が主だが、シェアサイクルや周遊バス等を設け、史跡以外にも周回できるような整備を検討する。



写真 10-9 複数のサイクルポートで貸出返却が可能なシェアサイクルの例
(姫ちやり運営事務局：姫路市)

第11章 運営

第1節 運営の方向性

「第6章 現状と課題」、「第7章 大綱・基本方針」の内容を踏まえ、以下のとおり運営の方向性を定める。

持続可能な運営体制の確立

史跡の確実な保存と適切な活用を図るため、管理団体である白浜町、特に文化財保護部局が主体となり、地域住民・活動団体や関係機関との持続可能な運営体制を確立する。

地域住民等との協働と連携

地域住民や活動団体との協働と連携は、今後さらなる強化に努める。また、町内外を問わず文化財に興味を持つ人の参加を促す文化財サポーター制度を導入する。

第2節 方法

（1）庁内の体制整備

- ・ 文化財保護部局である教育委員会を中心に、日置川事務所や観光課等の関係部局との連携を強化する。
- ・ 文化財の調査や保存活用を担う専門職員の確保や育成、組織づくりを行う。
- ・ 文化財に関する必要な予算の確保に努める。

（2）関係機関との連携強化

- ・ 文化庁、県教育委員会との連携を強化する。
- ・ 研究機関と連携し、今後も調査研究を推進する。
- ・ 周辺市町村との積極的な連携や情報共有を図る。

（3）地域住民・活動団体との協働

- ・ 史跡周辺の地域住民、活動団体との連携を継続する。
- ・ 遺構の確実な保存と適切な活用を図るため、土地所有者の協力を得る。
- ・ 語り部団体であるひきがわ歴史クラブや富田坂クラブとの連携を強化する。
- ・ その他活動団体との積極的な連携を行う。

（４）文化財サポーター制度の導入

- ・ 将来へ確実に保存継承できるように、町内外を問わず歴史や文化財に興味がある人や町外に住んでいる白浜町出身で地元との関わりを持ちたい人などへ積極的に文化財の保存活用に参加を促す「文化財サポーター制度」を定める。（下図参照）

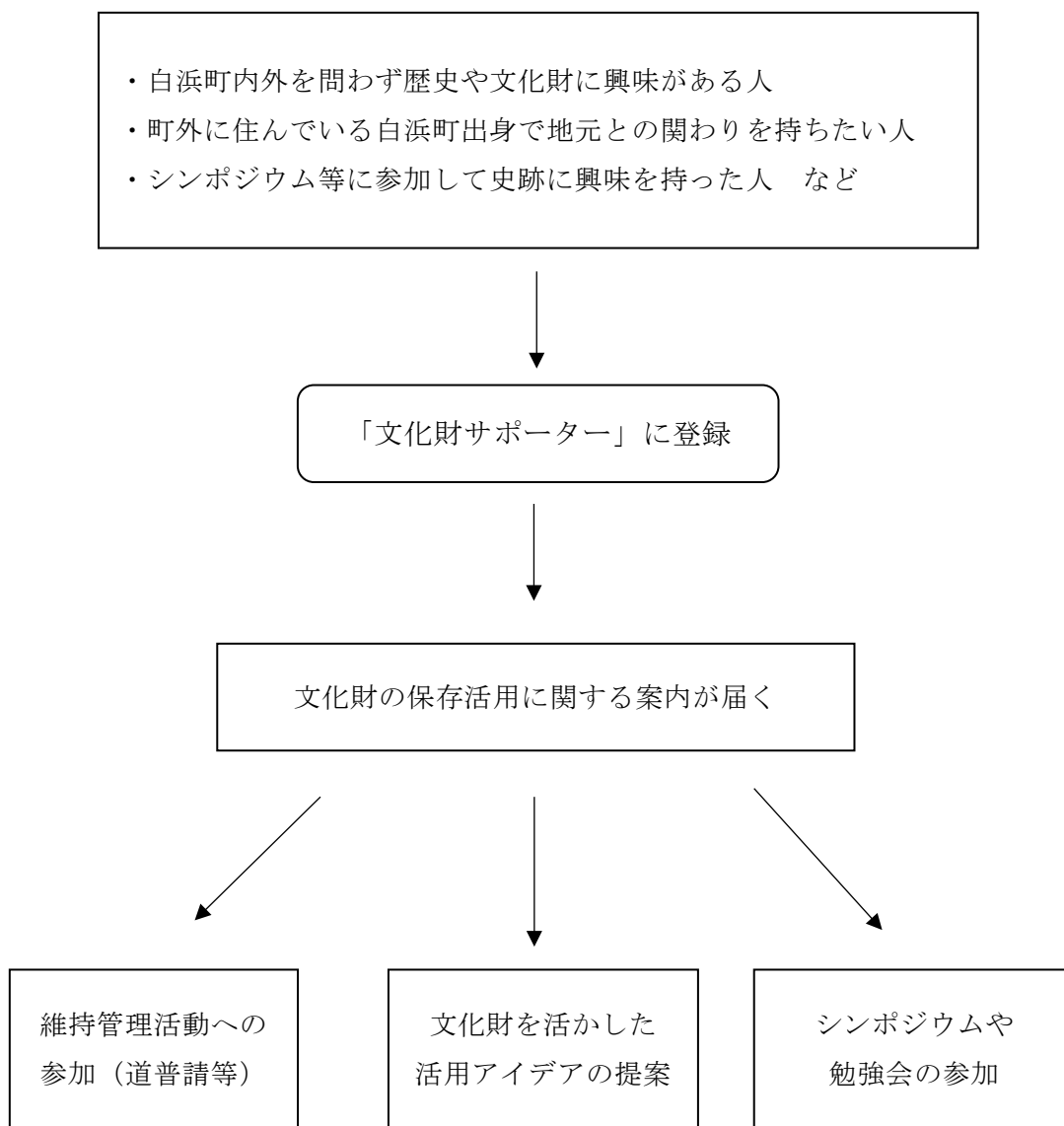


図 11-1 文化財サポーター制度のイメージ

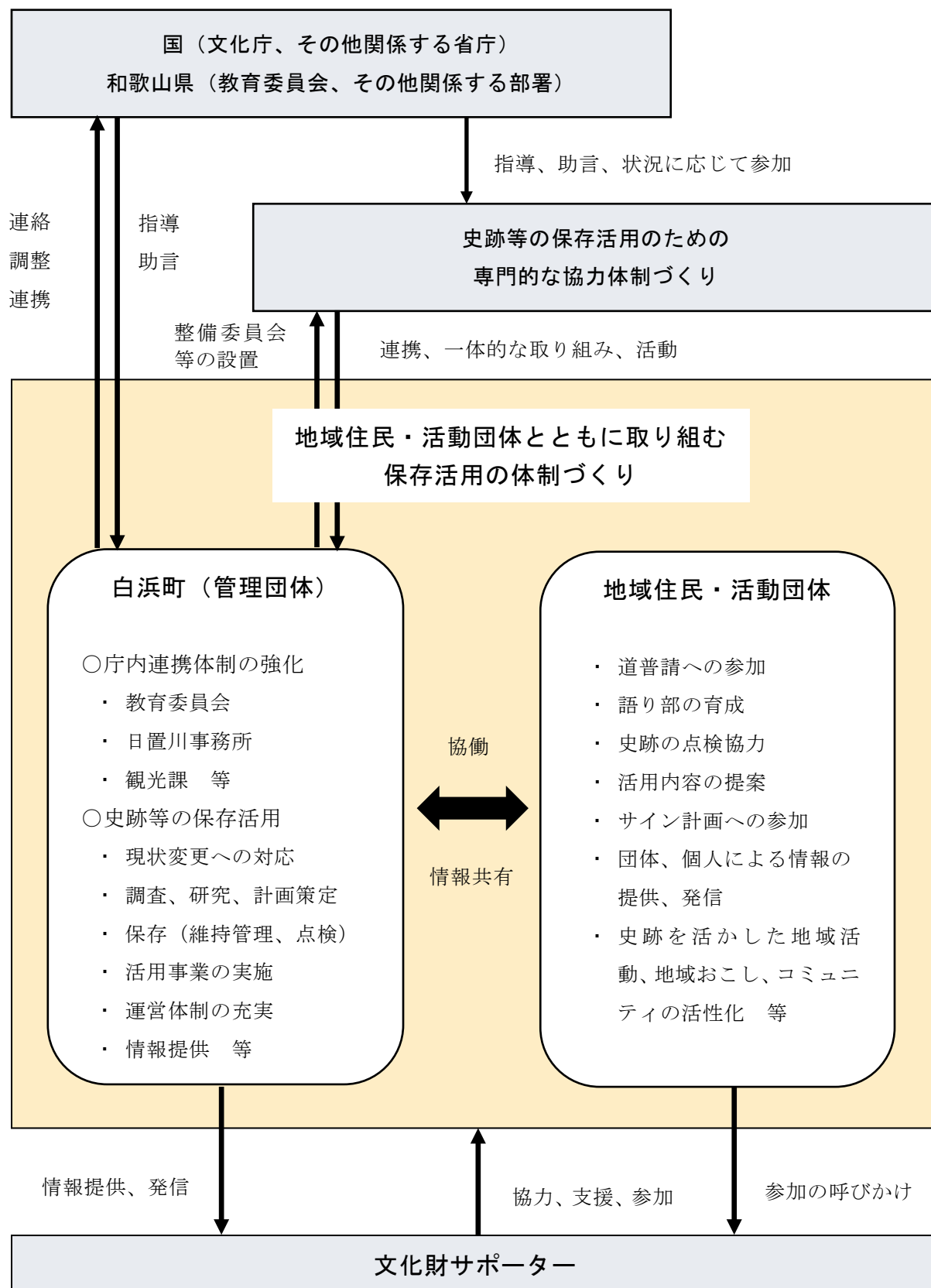


図 11-2 運営体制のイメージ図

第12章 実施計画

第1節 実施計画

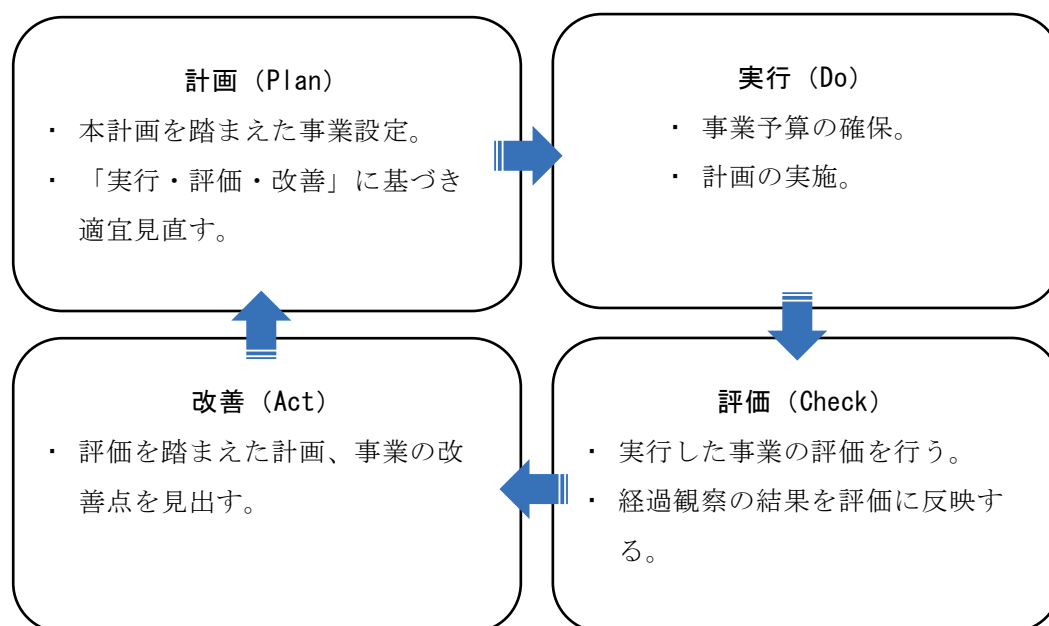
第7章の大綱・基本方針、第8章から第11章までの保存と活用及びそれらを確実に遂行するための整備と運営の方向性、方法に基づき、計画的に実施すべき施策の項目と概要を以下に示す。なお本計画の計画期間は、令和4年度（2022）から令和13年度（2031）までの10年間である。令和4年度から令和8年度までを「第1期」、令和9年度から令和13年度までを「第2期」とし、令和14年度までに保存活用計画の見直しを行う。

項目	主要施策	施策概要	第1期 (R4-R8)	第2期 (R9-R13)	第2期 以降
保存	調査研究の推進	文献調査、発掘調査の実施	→	→	→
		基本情報の把握	→	→	→
	定期的な観察	チェックシートを用いた点検の実施	→	→	→
	樹木管理	遺構に悪影響を及ぼす樹木の把握、伐採、剪定	→	→	→
	周辺環境を構成する要素	関連文化財の所有者や管理者の定期的な把握	→	→	→
		防犯防災対策の実施	→	→	→
	追加指定	追加指定の調査	→	→	→
		追加指定の実施	→	→	→
公有化	公有化に向けた取り組み	→	→	→	
活用	学校教育	動画やパンフレットの作成	→	→	→
		歴史学習での活用	→	→	→
	社会教育	講座やシンポジウムの開催	→	→	→
		語り部の育成	→	→	→
	地域振興・観光振興	散策ルートの設定	→	→	→
		安宅氏城館跡ならではの企画の実施	→	→	→
	積極的な情報発信	広報白浜での特集	→	→	→
		ホームページの開設	→	→	→
パンフレットの作成・更新		→	→	→	
整備	保存のための整備	遺構や地形の調査	→	→	→
		調査をもとに計画・整備	→	→	→
		整備基本計画の策定	→	→	→
	活用のための整備	ガイダンス施設の設置	→	→	→
		サイン施設の設置	→	→	→
		便益・管理施設の見直し、設置	→	→	→
		遺構の顕在化・眺望の確保	→	→	→
		地下遺構等の展示の検討	→	→	→
関連文化財との一体的な整備	→	→	→		
運営	庁内の体制整備	文化財保護部局の組織づくり	→	→	→
		関係部局との連携強化	→	→	→
	関係機関との連携	関係機関との連携強化	→	→	→
		周辺市町村との情報共有	→	→	→
	地域住民・活動団体との協働	地域住民や活動団体との連携強化	→	→	→
	文化財サポーターの参加・協力	文化財サポーターの参加・協力	→	→	→

第13章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

施策の実現状況を把握するため、定期的に自己点検を実施する。自己点検はPDCAサイクルの考え方に基づき、実際の事業が計画の段階に掲げた目標をきちんと達成できているかを確認・評価する。その結果を踏まえ、必要な場合は内容の改善につなげる。また、自己点検を行うことにより、事業関係者間での目標達成への意識を高め、相互の連携及び協力を円滑に進めることができる。



第2節 方法

本史跡の経過観察は、表 13-1 の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』の自己点検表をもとに作成した以下の表を用い、年1回の頻度で実施する。

自己点検の評価は、白浜町教育委員会が主体となり、各関連部署と連携して行う。評価結果は、有識者等による委員会に報告し、指導助言を得ることとする。

表 13-1 自己点検表の例

項目	評価項目	評価内容	取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考
共通	計画全体	(2年目以降) 前年度の問題を解決できたか	1	2	3	
保存	調査研究の推進	指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
		調査等により史跡の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
		専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	

項目	評価項目	評価内容	取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考
保存	遺構の定期的な観察	チェックシート等を利用して遺構の保存状態を把握しているか	1	2	3	
		特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	樹木等の管理	遺構に悪影響を及ぼす樹木の把握、伐採、剪定を行っているか	1	2	3	
		道普請に文化財サポーターが参加しているか	1	2	3	
	計画的な修理の実施	き損が生じた場合、事前調査を行った上で、適切な修復を行ったか	1	2	3	
	本質的価値を構成する要素	調査による基本情報の収集に努めているか	1	2	3	
		適切な雨水排水路は確保できているか	1	2	3	
		他事例を参考に獣害対策の適切な保存方法を検討しているか	1	2	3	
	保存活用に資する要素	設置した施設の維持管理を行っているか	1	2	3	
		調査の進展や実際の利用状況に応じ、表示内容や設置位置の見直しを行っているか	1	2	3	
		標識は適正に設置されているか	1	2	3	
		境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
		説明板は設置されているか	1	2	3	
	その他の要素	石碑、祠の将来的な取り扱いを検討したか	1	2	3	
		保存活用に直接関係しない要素の撤去もしくは移設を行ったか	1	2	3	
		史跡周辺の環境保全のために、地域住民・活動団体や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	現状変更	適切に運用しているか	1	2	3	
	周辺環境を構成する要素	関連文化財の所有者や管理者の定期的な把握を行ったか	1	2	3	
		必要に応じて保存方法の指導助言を行ったか	1	2	3	
		防災・防犯施設を実施したか	1	2	3	
	追加指定	追加指定に向けた取り組みを行っているか	1	2	3	
	公有化	公有化に向けた取り組みを行っているか	1	2	3	
活用	学校教育	学習教材（動画、パンフレット等）を作成したか	1	2	3	
		説明板は子どもたちにもわかりやすい表現となっているか	1	2	3	
		歴史学習でも活用が行われているか	1	2	3	

項目	評価項目	評価内容	取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考
活用	学校教育	体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3	
		史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	社会教育	シンポジウムを継続して開催しているか	1	2	3	
		連続講義等を開催しているか	1	2	3	
		歴史的な観点以外の様々な講座を開設しているか	1	2	3	
		講座修了者が語り部となって活躍しているか	1	2	3	
		町民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	地域振興 観光振興	史跡と関連文化財を活かした一体的な活用が実施されているか	1	2	3	
		安宅氏城館跡ならではのイベント等が開催されているか	1	2	3	
		まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
		文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	情報発信	パンフレットやHP等の情報発信は十分に行われているか	1	2	3	
		パンフレットは各所で配布されているか	1	2	3	
		町内外を超えた情報発信が行われているか	1	2	3	
整備	保存	遺構保存のための整備は実施されたか	1	2	3	
		地形保存のための整備は実施されたか	1	2	3	
		遺構がき損した場合、適切な保存修理を実施したか	1	2	3	
		遺構に影響がないように整備されているか	1	2	3	
		保存修理において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
		整備後に保存修理の状況を管理しているか	1	2	3	
	ガイダンス施設	総合的なガイダンス施設は設置されているか	1	2	3	
		展示方法は工夫されているか	1	2	3	
		歴史的な観点以外の様々な展示解説がされているか	1	2	3	
	サイン施設	全体のサイン整備計画を定めたのちに、適切なサイン施設の設置を行ったか	1	2	3	
		地域住民・活動団体や文化財サポーターがサイン整備計画に参画したか	1	2	3	

項目	評価項目	評価内容	取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考
整備	サイン施設	多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	便益、管理施設	便益施設や管理施設の見直しを実施したか	1	2	3	
		駐車場や駐輪場の整備を実施したか	1	2	3	
	遺構の顕在化・眺望の確保	遺構の顕在化、眺望の確保が出来ているか	1	2	3	
	地下遺構の展示	わかりやすい展示の検討を実施したか	1	2	3	
		史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
		復元展示において、当時の技法、工法、材料について十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	関連文化財とのネットワーク整備	史跡や関連文化財が回れるようなルート設定やサイン施設の設置は行っているか	1	2	3	
		シェアサイクル等の交通に関する整備がなされているか	1	2	3	
	整備基本計画	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
		整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
		整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
運営	庁内体制	文化財担当部局の組織づくりが行われているか	1	2	3	
		他部局との連携協力は行われているか	1	2	3	
		予算確保のための取り組みはあるか	1	2	3	
	関係機関	国、県との連携が図られているか	1	2	3	
		研究・関係機関、周辺市町村と連携が図られているか	1	2	3	
	地域住民・活動団体との協力	地域住民や活動団体との協働は図られているか	1	2	3	
	文化財サポーターの参加・協力	文化財サポーターによる保存活用に関する活動への参加はあったか	1	2	3	

参考資料

1. 指定文化財一覧

2. 参考文献一覧

1. 指定文化財一覧

(1) 国指定文化財

附表 1-1 国指定文化財一覧 (○は第2章 3. 歴史的環境 にて概要を記載 ●は本史跡)

概要	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	管理者
【史跡】						
○	熊野参詣道 大辺路 (分離・追加・名称変更)	1	H12.11.2 H14.12.19 H24.1.24 H28.3.1	白浜町・すさみ町 串本町・那智勝浦町	白浜町 個人 他	白浜町 他
●	安宅氏城館跡 (安宅氏居館跡、八幡山城跡、中 山城跡、土井城跡、要害山城跡)	1 (5箇所 の城館)	R2.3.10	白浜町安宅、矢田、田 野井、富田地内	白浜町 個人	白浜町
【天然記念物】						
	オオウナギ生息地 (地域一部追加)	1	T12.3.7 S10.5.15	西牟婁郡白浜町富 田、上富田町市ノ瀬、 田辺市鮎川	国	白浜町
	白浜化石漣痕 名称変更 旧名称 (瀬戸鉛山村の地層面の 漣痕)	1	S6.2.20 S15.8.30	白浜町 3700 同 3699 上記先より 406 の 1 地先に至る浜地並、 朔望満潮線より 100 m以内の海面	国	白浜町
	白浜の泥岩岩脈 名称変更 旧名称 (瀬戸鉛山村の泥板岩々 脈)	1	S6.2.20 S15.8.30	白浜町 3315 番上記 地先より 731 番地先 に至る浜地並、朔望 満潮線より 100m以 内の海面同 3204-1、 3209、3210 上記地 先浜地並朔望満潮線 より 100m以内の海 面同 3739、上記地 先浜地並朔望満潮線 より 200m以内の海 面	国	白浜町
【名勝】						
	円月島 (高嶋)・千畳敷・三段壁 (追加・名称変更)	1	H22.8.5 H23.9.21 H29.10.1	白浜町 3740 番地並 周辺海面 白浜町 2927 番地 75 並周辺海面 白浜町 2927 番地 319 並周辺海面	白浜町	白浜町
	南方曼陀羅の風景地 (金刀比羅神社)	1	H27.10.7	白浜町中 282 番地、 同 1702 番地	中区 金刀比 羅神社	白浜町
【美術工芸品】						
	草堂寺障壁画	71面屏風 5隻	S54.6.6	白浜町富田 1220 番 地の 1	草堂寺	草堂寺
	紙本墨画群猿図 長沢蘆雪筆	6曲屏風 1双	S54.6.6	白浜町富田 1220 番 地の 1	草堂寺	草堂寺

(2) 県指定文化財

附表 1-2 県指定文化財一覧 (〇は、第 2 章 3. 歴史的環境 にて概要を記載)

概要	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	管理者
【天然記念物】						
○	イチイガシ	1 本	S33. 4. 1	白浜町安宅 19 番地	八幡神社	安宅区
	熊野三所神社の所叢	3. 353ha	S47. 4. 13	白浜町 3315 番地	熊野三所神社	熊野三所神社
	保呂の虫喰岩	1 所	H23. 3. 15	白浜町保呂 223 番地の 1	保呂区	保呂区
	ヨドシロヘリハンミョウ生息地	23, 626 m ²	H28. 5. 26	白浜町大古 537 番地の 143 他	白浜町	和歌山県
【建造物】						
	日神社本殿(附棟札)	1 棟	S38. 3. 26	白浜町十九淵 1177 番地	日神社	日神社
【美術工芸品】						
	絹本水墨龍と仙人図 長沢蘆雪筆	2 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	紙本水墨蘆行者明上座図 長沢蘆雪筆	2 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	紙本淡彩四睡図 長沢蘆雪筆	1 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	紙本水墨蝦蟇鉄拐図 長沢蘆雪筆	2 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	紙本水墨隠元豆と玉蜀黍図 伊藤若冲筆	2 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	絹本著色鸚鵡図 伊藤若冲筆	1 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	紙本淡彩東方朔と山水図 岸駒筆	3 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	絹本淡彩関羽図 岸駒筆	1 幅	S40. 9. 20	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
○	木造如来形坐像	1 軀	S47. 4. 13	白浜町塩野 165 番地	塩野区	塩野区
	絹本著色虎関師鍊像 虎関師鍊筆	1 幅	S48. 5. 16	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
○	長寿寺備前焼大甕 暦応五年銘がある	1 基	H26. 3. 17	白浜町大古 144 番地	長寿寺	長寿寺
【有形民俗】						
	津波警告板	1 枚	S40. 9. 20	白浜町富田 956 番地	富田区	富田区
【無形民俗】						
	堅田祭	1 件	S54. 6. 9	白浜町堅田 2731 番地	(保持団体) 堅田祭保存会	(保持団体) 堅田祭保存会
【史跡】						
	安久川の塚穴	1 基	S33. 4. 1	白浜町才野 1082 番地の 1	個人	個人
	安久川の千鉢仏	1 件	S33. 4. 1	白浜町才野 1635 番地 1～2	個人	個人
	火雨塚古墳	1 基	S47. 4. 13	白浜町 744 番地 熊野三所神社境内	熊野三所神社	熊野三所神社
	安居近世用水路 附 安居暗渠碑	1 件	R3. 4. 16	白浜町大字向平湯の上 513 番地より字神	安居区	安居水利組合

概要	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	管理者
				宮寺中山 215 番地に 至る暗渠 白浜町寺山字家ノセ 戸 431 番 2 地先 白浜町安居字背戸山 1295 番 1 地先 白浜町安居 834 番地 三須和神社境内		

(3) 町指定文化財

附表 1-3 町指定文化財一覧（○は、第 2 章 3. 歴史的環境 にて概要を記載）

概要	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	管理者
【名勝】						
	白良浜	2.2ha	S49.11.6	白浜町 864 番地先	国	白浜町
【天然記念物】						
	堅田八幡神社の社叢	2,482 m ²	S51.11.10	白浜町堅田 2731 番地	八幡神社	八幡神社
	相生クスノキ	1 本	H5.9.8	白浜町日置 437 番地	日の出神社	日の出神社
	ホルトノキ	1 本	H5.9.8	白浜町安宅 139 番地	安宅区	安宅区
	ウバメガシ	1 本	H5.9.8	白浜町日置 197 番地の 1	個人	個人
	タチバナ	4 本	H20. 8.18	白浜町椿 1006 番地 2	椿共済組	椿共済組
【建造物】						
	日神社 摂社若宮神社	1 棟	H10.6.30	白浜町十九淵 1177 番地	日神社	日神社
	日神社 摂社稲荷神社	1 棟	H10.6.30	白浜町十九淵 1177 番地	日神社	日神社
	日神社 摂社巖島神社	1 棟	H10.6.30	白浜町十九淵 1177 番地	日神社	日神社
【美術工芸品】						
	絹本水墨淡彩「黄安仙図」	1 幅	S49.11.6	白浜町富田 1220 番地の 1	草堂寺	草堂寺
	千手観世音菩薩座像	1 軀	S49.11.6	白浜町栄 162 番地	観福寺	観福寺
○	十一面観音坐像	1 軀	H13.8.23	白浜町矢田 423 番地	宝勝寺	宝勝寺
○	薬師三尊像	3 軀	H13.8.23	白浜町大古 144 番地	長寿寺	長寿寺
	薬師如来立像	1 軀	H13.8.23	白浜町小川 201 番地	令薬寺	令薬寺
	来迎図掛け軸	1 幅	H13.8.23	白浜町日置 586 番地	正光寺	正光寺
	阿弥陀如来坐像	1 軀	H13.8.23	白浜町久木 364 番地	徳清寺	徳清寺
	釈迦如来坐像	1 軀	H13.8.23	白浜町久木 364 番地	徳清寺	徳清寺
○	十一面観音坐像	1 軀	H15.3.6	白浜町田野井 山脇観音堂内	山脇観音講	山脇観音講
○	阿弥陀如来坐像	1 軀	H16.1.21	白浜町安宅 387 番地	安楽寺	安楽寺
	本尊 釈迦如来坐像	1 軀	H17.3.30	白浜町大古 525 番地の 1	梵音寺	梵音寺

概要	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	管理者
○	二天立像 (開口像・閉口像)	各 1 軀	H17. 3. 30	白浜町塩野 165 番地 塩野薬師堂内	塩野区	塩野区
	十一面観音坐像	1 軀	H17. 3. 30	白浜町市鹿野 584 番地	吉祥寺	吉祥寺
	観音菩薩坐像	1 軀	H17. 3. 30	白浜町玉伝 237 番地	光明寺	光明寺
	男神坐像	1 軀	H17. 3. 30	白浜町小川 443 番地	若一王子神社	若一王子神社
	女神坐像	1 軀	H17. 3. 30	白浜町小川 443 番地	若一王子神社	若一王子神社
	童子形坐像	1 軀	H17. 3. 30	白浜町小川 443 番地	若一王子神社	若一王子神社
	釈迦如来坐像	1 軀	H17. 3. 30	白浜町田野井 936 番地	天徳寺	天徳寺
○	薬師如来像 銅製	1 面	H17. 3. 30	白浜町大古 144 番地	長寿寺	長寿寺
○	男神坐像	1 軀	H17. 3. 30	白浜町安宅 19 番地	安宅八幡神社	安宅区
○	僧形八幡神像	1 面	H17. 3. 30	白浜町安宅 19 番地	安宅八幡神社	安宅区
○	八幡神社棟札 大永 4 年	1 面	H17. 3. 30	白浜町安宅 19 番地	安宅八幡神社	安宅区
○	春日神社棟札 天文 15 年 天正 10 年	各 1 面	H17. 3. 30	白浜町田野井 621 番地	春日神社	田野井区
○	三須和神社棟札 天文 18 年 天正 7 年	各 1 面	H17. 3. 30	白浜町安居 834 番地	三須和神社	三須和神社
	狛犬 (阿形・吽形)	各 1 軀	H17. 3. 30	白浜町大古 1 番地	春日神社	大古区
	狛犬 (阿形・吽形)	各 1 軀	H17. 3. 30	白浜町市鹿野 1248 番地	熊野十二神社	熊野十二神社
○	本尊 釈迦如来坐像	1 軀	H18. 1. 31	白浜町日置 586 番地	海蔵寺	正光寺
【古文書】						
	六波羅御教書	1 点	S57. 6. 8	白浜町栄 162 番地	観福寺	観福寺
【歴史資料】						
	湯崎温泉碑原板	1 点	S59. 7. 12	白浜町 2200 番地	金徳寺	金徳寺
【無形民俗】						
	太刀ヶ谷神社のお祭り	1 件	H14. 1. 18	白浜町 3178 番地	太刀ヶ谷神社奉賛会	太刀ヶ谷神社奉賛会
○	日の出神社 御船まつり	1 件	H13. 8. 23	白浜町日置 436 番地	日置区	日の出神社祭礼保存会
【史跡】						
	龍賀法印の墓	1 基	S49. 11. 6	白浜町栄 162 番地	観福寺	観福寺
	富田坂タタラ群一号遺跡	1 基	S50. 8. 19	白浜町十九淵 1116 番地の 10	栄共済会	栄共済会
	富田坂タタラ群二号遺跡	1 基	S50. 8. 19	白浜町十九淵 1116 番地の 10	栄共済会	栄共済会
	富田坂タタラ群三号遺跡	1 基	S52. 7. 29	白浜町椿字大谷	椿共済組	椿共済組
	崎の湯(湯壺)	1 基	S54. 2. 24	白浜町 1688 番地	白浜町	白浜町
	保呂磨崖五輪塔	1 基	S56. 1. 21	白浜町保呂 337 番地	個人	個人

概要	名称	員数	指定 年月日	所在地	所有者	管理者
	ニホンユビナガコウモリ繁殖洞	1 件	S58. 1. 11	白浜町 2927 番地に存在する海蝕洞	国	白浜町
	角之亟谷宝篋印塔	1 基	H1. 5. 31	白浜町富田 1700 番地の 1	富田共有財産組合	富田共有財産組合
	トモリ山宝篋印塔	1 基	H13. 8. 23	白浜町小川 201 番地	個人	個人
○	安宅一族の墓石	1 基	H13. 8. 23	白浜町矢田 423 番地 宝勝寺内	個人	個人
○	備前焼大甕出土跡	1 件	H16. 12. 24	白浜町大古 144 番地	長寿寺	長寿寺

2. 参考文献一覧

- 天野忠幸 2021『三好一族－戦国最初の「天下人」』中央公論新社
- 大河内智之 2006「文和三年院弁作宝勝寺十一面観音坐像と南北朝時代の安宅荘」『和歌山県立博物館研究紀要』12
- 亀田俊和 2017『観応の擾乱』中央公論新社
- 川口成人 2020「畠山政近の動向と畠山中務少輔家の展開」『年報中世史研究』第45号
中世史研究会
- 北野隆亮 2017「備前焼からみた安宅荘中世城郭群－要害山城跡出土資料を中心に－」『熊野水軍のさとシンポジウム 列島の中の熊野水軍』シンポジウム 発表資料集』
- 小谷利明 1999「河内国守護畠山氏の領国支配と都市－畠山政長・義就期を中心に－」『鷹陵史学』25 鷹陵史学会
- 児玉幸多・坪井清足 監修 1980『日本城郭体系 第10巻』新人物往来社
- 小山靖憲 2000『熊野古道』岩波書店
- 坂本亮太 2020「熊野水軍と紀州小山家文書」『軍記と語り物』56号 軍記と語り物研究会
2021「総論熊野水軍小山家文書の総合的研究－熊野の海域史・序論－」『熊野水軍小山家文書の総合的研究』神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 2020 第29集
- 佐藤純一 2021a「熊野水軍が築いた城館－史跡安宅氏城館跡を中心に－」『熊野水軍小山家文書の総合的研究』神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 2020 第29集
2021b「史跡「安宅氏城館跡」の調査成果」『日本歴史』878 吉川弘文館
2021c「考古学的視座からみた史跡安宅氏城館跡」『紀伊考古学研究』24 紀伊考古学研究会
- 島田豊彰 2019「考古資料からみた中世阿波の流通」『港津と権力』中世都市研究会
- 神道体系編纂会編 1984「熊野詣日記」『神道体系 文学編5 参詣記』
- 瀬谷今日子 2016「紀伊半島南部串本町笠嶋遺跡における津波痕跡の検証－弥生時代終末から古墳時代初頭の南海トラフについて－」『紀伊考古学研究』19 紀伊考古学研究会
- 白浜町教育委員会 2007『熊野水軍のさとシンポジウム』
- 白浜町教育委員会 2008『塩野薬師堂二天立像修理報告書』
- 白浜町教育委員会・安宅荘中世城郭発掘調査委員会編 2014『安宅荘中世城郭群総合調査報告書』
- 白浜町教育委員会・安宅荘中世城郭発掘調査委員会 2016『「熊野水軍のさと 安宅荘を考える～城館からみた安宅荘～」シンポジウム資料集報告書』
- 白浜町教育委員会・安宅荘中世城郭発掘調査委員会 2017『「熊野水軍のさとシンポジウム 列島の中の熊野水軍」シンポジウム 発表資料集』
- 白浜町教育委員会 2017『「熊野水軍のさとシンポジウム 安宅氏の居館を探る」シンポジウム 発表資料集』
- 白浜町教育委員会 2018『安宅荘の遺跡 展示資料集』
- 白浜町教育委員会 2019『安宅荘中世城郭群総合調査報告書 補遺編』

- 白浜町教育委員会 2020『史跡 安宅氏城館跡をあるく 展示資料集』
- 白浜町教育委員会 2020『「安宅氏城館跡」史跡指定記念報告会熊野水軍が築いた城館群 資料集』
- 高橋昌明 2015「六波羅探題の滅亡と番場宿」『平安京・京都研究叢書 3 洛中洛外 京は“花の都”か』(初出 『米原町史通史編』第三章第2節1 2002)
- 田口寛 2020『「安宅一乱記について」』『軍記と語り物』56号 軍記と語り物研究会
- 谷徹也 2018「総論 石田三成論」『シリーズ・織豊大名の研究 7 石田三成』戎光祥出版
- 長谷克久編 1976『安宅一乱記：熊野水軍史料』名著出版
- 中野等 2017『石田三成伝』吉川弘文館
- 永原慶二 1997「伊勢・紀伊の海賊商人と戦国大名」『戦国期の政治経済構造』岩波書店
- 日置川町教育委員会 1980『日置川町文化財シリーズその2 安宅郷の城』
- 日置川町教育委員会 2002『第一回 熊野水軍シンポジウム報告書』
- 日置川町教育委員会 2003『第二回 熊野水軍シンポジウム報告書』
- 日置川町・日置川町教育委員会 2004『第三回 熊野水軍シンポジウム報告書』
- 日置川町教育委員会・安宅荘中世城郭発掘調査委員会 2004『八幡山城跡』
- 日置川町誌編さん委員会編 1996『日置川町誌 通史編 上巻』
- 日置川町史編さん委員会編 2005『日置川町史 第一巻 中世編』
- 兵藤裕己 2014『太平記 (二)』岩波書店
- 2015「太平記の本文」『太平記 (四)』岩波書店
- 矢田俊文 1998「戦国期の奉公衆家」『日本中世戦国期権力構造の研究』塙書房
- 水島大二 監修 1995『定本 和歌山県の城』郷土出版社
- 弓倉弘年 2006『中世後期畿内近国守護の研究』清文堂出版
- 2021「紀伊守護と紀南の水軍領主」『熊野水軍小山家文書の総合的研究』
- 神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 2020 第29集
- 和歌山県立博物館 2020『特別展 戦乱のなかの熊野－紀南の武士と城館－』
- 和歌山の部落史編纂会編 2011『和歌山の部落史 史料編 高野山文書』
- 社団法人 和歌山人権研究所

史跡 安宅氏城館跡 保存活用計画

発 行 日 令和 4 年（2022）3 月 31 日

発 行 白浜町教育委員会

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

TEL 0739-43-5830